

北島町ネーミングライツ事業パートナー募集要項

1 募集の目的

北島町では、管理する施設の名称（通称名）を命名する権利を、事業の目的に賛同する企業・団体等（以下「パートナー企業」という。）に付与することで、本町の新たな財源を確保し、もって地域経済活動の活性化及び生涯スポーツの推進等に寄与することを目的にネーミングライツ制度を導入し、パートナー企業を募集するものです。

2 パートナー企業の概要

(1) パートナー企業の権利

ア 体育施設の愛称として、企業名や商品（ブランド）名を標示することができます。ただし、体育施設名を変更するものではありません。

イ パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、ネーミングライツ事業の活動を紹介することができます。

掲載にあたっては、事前に担当課までご相談ください。

(2) パートナー企業の義務

ア ネーミングライツ料

体育施設 1 施設を 1 単位とします（消費税及び地方消費税は別途負担）

*ネーミングライツ料は、原則として、1 年分を毎年 5 月末までに一括支払いとします。

詳細は、別添の「対象体育施設リスト」を参照してください。

イ 契約期間

5 年間

ウ 標示内容

「会社名」「商号」「商品名」「ロゴ」+体育施設名（以下、「愛称等」という。）。

エ 標示及び撤去の費用負担

既存看板の変更、新設看板の設置及び期間終了後の原状回復、パンフレッ

ト、封筒等の印刷物、ホームページの変更等に要する費用については、パートナー企業の負担とします。また工事については、パートナー企業が発注し、施工するものとします。

(3) その他

パートナー企業の名称や地域貢献活動を町のホームページで紹介します。

また、希望によりパートナー企業のホームページへリンクします。

3 募集の対象となる体育施設

今回の募集対象となる体育施設は、別紙の「対象体育施設リスト」を参照してください。

4 応募資格

次の(1)、(2)、(3)、(4)のすべてに該当する企業又は団体とします。

(1) 徳島県内に活動拠点（本社、支店、営業所、店舗等）を有し、事業を行っている法人又は団体であること。

もしくは、募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなる事を希望する法人格を有する団体とします。ただし、政治団体、宗教団体及び次の各号に該当する者は、応

募できません。

(2) 次に掲げる業種等に該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの

イ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの

ウ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

エ 特定商取引委に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売業又は業務提供誘因販売業を営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第30条に規定する法人を除く

オ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者

カ 社会問題を起こしている業種又は事業者

キ 破産社で復権を得ない者

ク その他、町有資産の活用を行う業種又は業者として、適当でないと認められるもの

(3) 法律・法律に基づく命令・条例・規則等に違反した者、国、県、町の指名停止措置を受けている企業又は団体でないこと。なお、契約期間内においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由のある企業又は団体でないこと。

5 愛称等標示の内容

(1) 企業名や商品（ブランド）名を標示することができますが、町有資産の公共性を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれかに該当しないものとします。

ア 法律・法律に基づく命令・条例・規則等に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 個人の氏名を広告するもの

カ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

キ 当該標示の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

ク 誇大・虚偽・誤解等のおそれのあるもの

ケ たばこに関するもの

コ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

サ 酒に関するもの

シ その他、町有資産を活用した広告として、適当でないと認められるもの

(2) 愛称等の標示について、次のことに留意してください。

ア ロゴ・シンボルマークを使用することができますが、相応しくないものは禁止とします（ドクロマーク等）。

イ 標示方法は、シール貼付又は塗装によるものとします。

ウ ロゴ・シンボルマーク及び文字の色彩は、蛍光色・反射性のある色を除きます。

エ 体育施設の1箇所標示とします。

- オ 標示のため下地が必要な場合は、ホワイトとします（JIS慣用色名による）。
- カ 下地及び愛称等の標示総面積は、 平方メートル以下です。
- キ 契約期間内の愛称変更は、原則として出来ません。
- ク 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査したうえで提案してください。
- ケ 必要に応じて愛称の変更を求めることがあります。
- コ 体育施設ごとに標示できるスペースが異なりますので、現地にて御確認ください。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ア 北島町体育施設ネーミングライツ事業申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 提案する愛称デザイン（様式自由）
- エ 法人の概要（様式自由）
- オ 法人登記全部事項証明書（原本）
- カ 過去3か年の決算報告書（様式自由）
- キ 納税（町、県、国）に関する証明書

(2) 提出部数

1部

なお、提出していただいた書類は返却いたしませんので御注意ください。

(3) 応募受付期間

募集期間（土日及び祝日等閉庁日を除きます。）

令和3年2月10日～令和3年3月26日

(4) 提出先

ア 持参の場合

北島町役場 総務課

（徳島県板野郡北島町中村字上地23番地1）

午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合

郵便番号771-0285（住所記載不要）

北島町役場 総務課

※ 簡易書留郵便により、募集期間末日必着で郵送してください。

(5) 質問事項の受付等

応募にあたっての質問は、次のとおりお願いします。

ア 受付方法

文書による郵送、ファクシミリ又は電子メールでお願いします。

・ 郵送の場合

郵便番号771-0285（住所記載不要）

北島町役場 総務課

・ ファクシミリの場合

088-698-3642

- ・電子メールの場合

北島町ホームページの中の「お問い合わせ」ホームから入力し送信してください。

イ 回答方法

質問に対する回答は、申請者全員に回答します。

7 パートナー企業の選定方法

パートナー企業の選定については、次のとおりです。なお、愛称が不適切な場合は、非選定となる場合があります。

- (1) 選定にあたり、標示内容についてあらかじめ管理者と協議を行い、標示内容の適否を確認します。
- (2) 町は、応募受付期間に応募があるとき、審査委員会を設置し、応募内容等を総合的に審査します。
- (3) 上記(1)又は(2)の結果により、標示内容の変更を求めることがあります。

8 選定結果の通知

選定後、すべての応募者に文書により通知します。

9 契約書の締結

体育施設ネーミングライツ事業の実施にあたっては、町とパートナー企業が「ネーミングライツに関する契約」を締結します。

10 留意事項

(1) 愛称等の再標示

ア 天災、事故その他の事由により施設が損傷し判別不明となった場合、パートナー企業は愛称等を再標示することができます。

イ 契約期間内にパートナー企業の名称が変更された場合は、パートナー企業名を含む愛称に限り、再標示することができます。

ウ 町の故意又は過失により標示が契約期間内に消去等された場合、町の責任において、愛称等を再標示します。

(2) 愛称等の消去

愛称等を消去するときは、標示前と同様の状態に復旧していただきます。

(3) 契約の解除

次の場合は、契約締結後であっても決定を取り消します。

ア パートナー企業が、「4 応募資格」で定める応募資格を失った場合。

イ 著しく社会的信用を損なう等、パートナー企業としてふさわしくないと町が判断した場合。

なお、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナー企業の負担とします。

(4) 施設命名権料の不返還

契約解除した場合、納入された施設命名権料は返還しないものとします。

(5) 有益費等の放棄

契約期間が終了又は契約を解除した場合、パートナー企業は自らが支出した有益費及び

必要経費等があっても、町に請求することはできません。

(6) 情報の公表

パートナー企業が決定した場合は、次の内容について町のホームページへの掲載や報道機関への情報提供を行います。

ア パートナー企業の内容（企業名、代表者名、所在地）

イ 施設命名権料

ウ 契約期間

エ 体育施設の愛称

オ 愛称標示の開始時期

(7) 町広報の掲出

体育施設に、町事業に関する広報を掲出する場合があります。

11 問い合わせ先

徳島県板野郡北島町役場総務課

電話番号 088-698-9801

ファクシミリ 088-698-3642